

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ	電話045-210-6257
D-5	建材にアスベストが使われていますが、建築基準法上問題はありますか。 (平成25年4月1日更新)	

【答】

平成18年2月10日に公布された改正建築基準法において、建築材料への石綿等の添加及び石綿等をあらかじめ添加した建築材料の使用が禁止され、平成18年10月1日より施行されました。これに伴い、吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものが使用されている建築物については、増改築、大規模修繕・模様替の際に、原則として、吹付け石綿等を除去することとされました。ただし、従前の床面積の2分の1を超えない増改築及び大規模修繕・模様替については、当該部分以外の部分は、封じ込め及び囲い込みの措置を許容することとされています。